

第2章 海上交通安全施策の現況

第1節 海上交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備

(1) 開発保全航路の整備

社会資本整備重点計画に基づき、船舶航行の安全性向上等のため、平成17年度は東京湾口航路や関門航路等の開発保全航路において浚渫等を行った。

(2) 港湾の整備

社会資本整備重点計画に基づき、平成17年度は事業費4,330億円（うち国費2,581億円）をもって港湾整備事業を実施し、その一環として海上交通の安全性の向上を図るため、防波堤、航路、泊地等の整備を行った。また、沿岸域を航行する船舶の緊急避難に対応するため、下田港等6港において避難港の整備を推進した。

(3) 水産基盤の整備

漁港漁場整備長期計画（平成14～18年度）に基づき、地域水産物供給基盤整備事業、広域漁港整備事業及び漁港漁場機能高度化事業等を実施し、外郭施設等の整備を通じて漁船の安全の確保を図った。

また、災害時に地域の救援活動等の拠点となる漁港において、周辺の漁港等との連携に配慮しつつ、救援船等に対応できる泊地、耐震性を強化した岸壁、輸送施設等の整備を推進した。

(4) 航路標識等の整備

船舶交通の安全確保かつ運航能率の向上を図るため、港湾及び航路の整備の進展、船舶交通の高速化等の海上交通環境の変化に対応した航路標識の整備を実施し、平成17年度末現在で5,570基の航路標識を管理している。

平成17年度は、ふくそう海域における海難の防止、船舶交通の安全対策強化等のため、名古屋港及び瀬戸内海（来島海域）において船舶自動識別装置（AIS）を活用した次世代型航行支援システムの整備、大阪湾等において既存航路標識の同期点減化、光源のLED化等611か所の整備を実施した。

(5) 港湾の耐震性の強化

社会資本整備重点計画に基づき、平成17年度は衣

浦港等の耐震強化岸壁整備、川崎港の基幹的広域防災拠点整備、名古屋港等の国際海上コンテナターミナル耐震の整備を推進した。

港湾の技術開発についても、耐震設計手法等の充実強化に向けた調査研究を推進した。

2 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実

(1) ふくそう海域における船舶交通安全対策の推進

船舶交通のふくそうする東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に海上交通安全法（昭47法115）を適用して11の航路を設定し、航路航行義務等特別の交通ルール等を定めるとともに、航路の航行管制を行い、船舶交通の安全を図っている。また、狭あいな海域に多数の船舶が頻繁に出入りする全国の501港に、港則法（昭23法174）を適用して港内における特別の交通ルール等を定めている。このうち、特に入出港船舶等の多い86港を特定港に指定し、上記規制に加え入出港の届出等の船舶動静を把握するための措置を定めるとともに、港内の航行管制を行うほか、危険物荷役を規制するなど、港内における船舶交通の安全と港内の整頓を図った。なお、港湾施設整備の進ちょく等に伴う各港における船舶交通の実態の変化に適切に対応するため、港域の拡張、港区及び航路の見直しなど港則法施行令及び同規則の一部改正を行った。

また、船舶交通のふくそうしている海域の安全性と運航能率の向上を図るために、海上交通に関する情報提供と航行管制を一元的に行うシステムである海上交通情報機構等を整備し、海上交通センター等が運用を行っている。

平成17年7月1日には、平成16年7月の東京湾に引き続き、伊勢湾、瀬戸内海（備讃海域）、関門海域の各海上交通センターにおいて、AISを活用した次世代型航行支援システムの運用を開始し、通航船舶に対する情報提供の一層の充実を図った。

このほか、伊良湖水道航路の通航方式の見直し

等、安全かつ効率的な海上交通環境の創出について検討した。

(2) 海図・水路書誌等の整備及び水路通報等の充実

ア 海図、水路書誌等の整備

水路測量、海象観測等を実施し、航海の安全のために不可欠な航海用海図（紙海図及び電子海図）、航海参考用としての海流図、潮流図等の特殊図を刊行しており、特に航海用海図については、補正図等により常に港湾、航路の現状に即した最新の状態を維持するよう努めた。

平成17年度には、宗谷岬付近等の沿岸測量、金武中城港中城湾の港湾測量及び鹿児島港等の補正測量を実施し、紙海図を新改版したほか、補正図を刊行した。なお、紙海図の改版に併せ、管区海上保安本部が設定している航法の内容又は当該情報の所在に関する情報を記載した。さらに、航海用海図に表現できない航海の安全のために必要な港湾・航路、気象・海象、航路標識等の状況について詳細に記載した水路書誌を新改版するとともに、外国人が運航する船舶の海難防止対策の一環として、英語版の海図及び水路書誌を刊行した。

また、従来の紙海図と同程度の情報量と精度に加え、画面上に自船等の位置、速力、針路等の航海の安全に必要な情報を表示できる電子海図表示システムに必要な航海用電子海図は、提供区域の拡大を行うとともに「東京湾至足摺岬」等のような海域毎の提供単位を細分化し、より小さな「セル」単位（ある大きさの緯度・経度の区域毎に分けられた航海用電子海図の最小単位）により刊行することで利用者のニーズに応えた。

一方、(財)日本水路協会においては、平成17年は、紙海図の内容を簡略化した航海用電子参考図（ICメモリーカード）7種類の更新版を発行したほか、パソコン用の航海用参考図（CD ROM）3種類の更新版を発行した。

このほか、離島や沿岸域において火山噴火、地震、津波等の災害が発生した場合における海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報及び災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を行った。

イ 水路通報、航行警報等の充実

海図及び水路書誌を最新のものに維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等を掲載した水路通報及び管区水路通報を毎週一回発行し、インターネット等により提供した。平成17年には約2万5千件の情報を水路通報及び管区水路通報として提供したほか、航海用電子海図の更新情報を電子水路通報としてインターネット等により提供した。

また、船舶交通の安全のために緊急に周知を必要とする情報は、衛星通信、インターネット等によりNAVAREA XI航行警報、NAVTEX航行警報、日本航行警報、地域航行警報として提供したほか、携帯電話、ファクシミリ放送、ラジオ、漁業無線局を通じ提供した。平成17年には約1万1千件の情報を航行警報として提供した。

さらに、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめた海洋速報、黒潮等の海流の状況を短期的に予測した海流推測図等をインターネット等により海流通報として、平成17年には約49万件の情報を提供した。

(3) 気象情報等の充実

海上交通に影響を及ぼす自然現象について、的確な実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達して、事故の防止及び被害の軽減に努めるとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1編第1部第2章第3節7(3)で述べた施策を講じた。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）にお

NAVAREA XI 航行警報

外洋を航海する船舶に対してインマルサット静止衛星を利用した英語による無線放送で提供する航行警報。

NAVTEX 航行警報

沿岸国が沖合約300海里以内(約560km)の海域を航行する船舶に対して日本語及び英語による無線放送で提供する航行警報。

いて最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善に努めたほか、主に次のことを行った。

ア 船舶に対する気象情報等の提供

(ア) 気象・海象に関する情報の提供

気象庁船舶気象無線通報，気象庁気象無線模写通報，海上保安庁の海岸局によるナブテックス放送，NHKによるラジオの漁業気象通報等によって，海上の気象実況及び予報・警報や沿岸及び外洋波浪，海面水温，海流，海氷等の実況及び予想に関する情報を提供した。

(イ) 船舶気象通報

沿岸海域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため，全国各地の主要な岬の灯台等 123か所において局地的な風向，風速，波，うねり等の気象・海象の観測を行い，その現況を無線電話，テレホンサービス，ファクシミリ又はインターネットで提供する船舶気象通報業務を行った。

また，平成17年度には名古屋地区等16地区におい

て，沿岸域情報提供システムの整備を行い，一般船舶やプレジャーボート等に対しても，気象・海象の情報，船舶交通の安全に必要な情報等を，インターネット，携帯電話等を通じて提供した。

イ 気象・海象に関する知識の普及等

海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど，機会をとらえて気象・海象に関する知識の普及や技術指導を行うとともに，エルニーニョ現象の動向に関する情報を報道機関を通じて周知した。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者，障害者等も含めたすべての利用者が旅客船，旅客船ターミナル，係留施設等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消，誘導・警告ブロックの整備等を推進しており，平成17年度は，石垣港等で船舶乗降時の潮位差による段差の解消を図る浮棧橋等の整備を推進し，施設のバリアフリー化を行った。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海難を防止するためには，海難防止思想の普及・高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図ることが有効であることから，訪船指導，全国各地での海難防止講習会等を通じて，海難防止思想の普及等を行った。また，7月には，官民一体となった全国海難防止強調運動を実施し，海事関係者のみならず広く国民に対して海難防止を呼び掛けた。さらに，各管区海上保安本部では，台風による海難の防止，霧多発時期における海難の防止，自動操舵装置使用中の居眠りによる海難の防止等地域の特性を踏まえた地方海難防止強調運動を実施した。

2 海難再発防止のための調査・分析に基づく安全指導

平成16年の海難船舶について，用途別では漁船とプレジャーボートによる海難が全体の約7割を占め，原因別では，見張り不十分等の人為的要因に起因するものが海難全体の約7割を占めていたことから，17年においては，漁船とプレジャーボートの海難の発生傾向や特性を踏まえ，海難防止講習会や訪船指導等を通じ，ライフジャケットの着用推進，見張りの励行等，海難防止に係る指導を展開した。

3 海難の原因究明結果の活用

海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について，テーマごとに詳細な分析を行い，同種海難の防止策を提言する「海難分析集」をとり

エルニーニョ現象

太平洋東部赤道域のペルー沖から日付変更線にかけての広い海域で，海面水温が平年に比べて高い状態が半年から1年半程度継続する現象